平成２４年（フ）第６５３号
東京都日野市日野本町５丁目１番地の８まさみ荘A12
債務者　水元　　優
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１８５２号
神奈川県藤沢市亀井野984番地の15　赤松賢方
債務者　石川　和枝
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第５２８７号
東京都渋谷区恵比寿南１丁目１番10号
破産者　ミコット・エンド・バサラ株式会社
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月24日午後１時30分
平成24年９月11日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２４年（フ）第３６号
京都府与謝郡与謝野町字三河内176番地１
破産者　籔田　由衣（旧姓小谷）
1　主文　当裁判所が平成24年８月15日午後１時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名につき「藪田　由衣（旧姓小谷）」とあるのを「籔田　由衣（旧姓小谷）」と更正する。
2　決定年月日　平成24年９月４日
京都地方裁判所宮津支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３６６１号
大阪市生野区勝山北４丁目12番20号、開始決定時の住所大阪市生野区勝山北４丁目12番17号
破産者　岡田眞一郎
1　破産債権の届出期間　平成24年10月15日まで
2　一般調査期日　平成24年12月６日午後４時
平成24年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０５号
佐賀県多久市西多久町大字板屋5838番地３
破産者　一ノ瀬則和
1　破産債権の届出期間　平成24年10月18日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午後１時15分
平成24年９月13日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８８８号
大阪市浪速区元町３丁目10番４号
破産者　株式会社レーグル
1　破産債権の届出期間　平成24年10月19日まで
2　一般調査期日　平成24年11月21日午後３時30分
平成24年９月14日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３５号
北海道帯広市西21条南５丁目26番地
破産者　有限会社中村遊機
1　破産債権の届出期間　平成24年11月９日まで
2　一般調査期日　平成24年12月６日午前10時45分
平成24年９月14日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産管財人変更

平成２４年（フ）第７３号
北海道北斗市七重浜３丁目19番27号
破産者　横岡　初郎
破産管財人　嶋田　敬昌が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　和根崎直樹
平成24年９月12日　　函館地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第１２５号
長崎県佐世保市卸本町28番１号
破産者　有限会社東朋商事
1　期日　平成24年10月12日午前11時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月14日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３１７８号
大阪府豊中市千成町１丁目６番13号
破産者　井戸　聖司
異議申述期間　平成24年11月１日まで
平成24年９月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙2142番地
破産者　清水建設有限会社
異議申述期間　平成24年11月14日まで
平成24年９月14日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１８１号
徳島県板野郡松茂町広島字四番越20番地１
破産者　前田　文昭
免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
平成24年９月13日　　徳島地方裁判所民事部

包括的禁止命令

平成２４年（再）第７１号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番５号
再生債務者　総合ビルセンター株式会社
主文　本件再生手続開始の申立ての棄却後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成24年９月12日
東京地方裁判所民事第20部

保全管理命令

平成２４年（再）第７１号
東京都中央区日本橋小伝馬町10番５号
再生債務者　総合ビルセンター株式会社
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都港区西新橋１丁目15番１号　大手町建物田村町ビル９階　萱場健一郎法律事務所　弁護士　萱場健一郎
平成24年９月12日
東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２４年（再）第９０号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
再生債務者　中央化工機商事株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都新宿区四谷２丁目４番18号第３アマシンビル９階　嘉本法律事務所　弁護士　嘉本　益巳
平成24年９月12日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第８６号
東京都中央区日本橋人形町２丁目21番９―602号
再生債務者　半澤　勝己
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年10月19日から平成24年10月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８８号
東京都板橋区中丸町34番９号
再生債務者　正脇祐之介
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年10月９日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年11月12日から平成24年11月19日まで
東京地方裁判所民事第20部